

生駒市学校給食センター更新整備計画策定等支援業務に係る生駒市プロ  
ポーザル審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市学校給食センター更新整備計画策定等支援業務に係る生駒市プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 生駒市学校給食センター更新整備計画策定等支援業務に係る受託候補者を特定するための実施要領、評価基準等に関すること。
- (2) 企画及び技術等に関する提案書の審査及び評価に関すること。
- (3) 最も優秀な提案者の特定に関すること。
- (4) その他受託候補者の特定に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は、別紙に掲げる者とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校給食センターにおいて処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月20日から施行する。
- 2 この要綱は、生駒市学校給食センター更新整備計画策定等支援業務に係る受託候補者の特定が行われたときに、その効力を失う。